

笠間市告示第410号

令和5年第3回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和5年8月22日

笠間市長 山口伸樹

1 期 日 令和5年8月29日（火）

2 場 所 笠間市議会議場

令和5年第3回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
8月29日	火	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由説明 質疑・討論・採決（議案の一部） 〔一般質問通告締切（午前中）〕 〔議案質疑通告締切（午後5時）〕
8月30日	水	休 会	議案調査
8月31日	木	本会議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 決算特別委員会設置・付託 〔清掃施設整備等調査特別委員会〕 〔決算特別委員会〕 〔議会運営委員会〕
9月 1日	金	休 会	常任委員会（総務産業）
9月 2日	土	休 会	
9月 3日	日	休 会	
9月 4日	月	休 会	常任委員会（教育福祉）
9月 5日	火	休 会	常任委員会（建設土木）
9月 6日	水	休 会	決算特別委員会（第1日）
9月 7日	木	休 会	決算特別委員会（第2日）
9月 8日	金	休 会	決算特別委員会（第3日）
9月 9日	土	休 会	
9月10日	日	休 会	
9月11日	月	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
9月12日	火	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
9月13日	水	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切（午前中）〕
9月14日	木	休 会	議事整理

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
9月15日	金	本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決 閉会 [全員協議会] [清掃施設整備等調査特別委員会]

令和5年第3回
笠間市議会定例会会議録 第1号

令和5年8月29日 午前10時00分開会

出席議員

議長	22番	大関久義君
副議長	8番	内桶克之君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	9番	田村幸子君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	畑岡洋二君
	16番	飯田正憲君
	17番	西山猛君
	18番	石松俊雄君
	19番	大貫千尋君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
市副市長	近藤慶一君

教 育 長	小 沼 公 道 君
市 長 公 室 長	金 木 雄 治 君
政 策 企 画 部 長	北 野 高 史 君
総 務 部 長	後 藤 弘 樹 君
環 境 推 進 部 長	小 里 貴 樹 君
保 健 福 祉 部 長	下 条 かをる 君
福 祉 事 務 所 長	堀 内 信 彦 君
産 業 経 済 部 長	礪 山 浩 行 君
都 市 建 設 部 長	関 根 主 税 君
上 下 水 道 部 長	友 部 邦 男 君
市 立 病 院 事 務 局 長	木 村 成 治 君
教 育 部 長	堀 江 正 勝 君
消 防 次 長	谷 口 哲 也 君
会 計 管 理 者	前 嶋 典 子 君
笠 間 支 所 長	根 本 薫 君
岩 間 支 所 長	島 田 茂 君
監 査 委 員 事 務 局 長	細 谷 敦 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	西 山 浩 太
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子
係 長	神 長 利 久
係 長	上 馬 健 介

議 事 日 程 第 1 号

令和5年8月29日（火曜日）

午 前 10 時 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 認定第1号 令和4年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和4年度笠間市立病院事業会計決算認定について
- 認定第3号 令和4年度笠間市水道事業会計決算認定について

- 認定第4号 令和4年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について
 認定第5号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計決算認定について
 日程第6 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
 諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
 日程第7 議案第59号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
 日程第8 議案第60号 笠間市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
 議案第61号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 議案第62号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 日程第9 議案第63号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について
 日程第10 議案第64号 工事請負契約の締結について
 日程第11 議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）
 議案第66号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 議案第67号 令和5年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 議案第68号 令和5年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
 議案第69号 令和5年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
 議案第70号 令和5年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）
 議案第71号 令和5年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）
 議案第72号 令和5年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
 議案第73号 令和5年度笠間市下水道事業会計補正予算（第1号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
 日程第2 会期の決定について
 日程第3 諸般の報告について
 日程第4 請願・陳情について
 日程第5 認定第1号 令和4年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第2号 令和4年度笠間市立病院事業会計決算認定について
 認定第3号 令和4年度笠間市水道事業会計決算認定について
 認定第4号 令和4年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について
 認定第5号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計決算認定について
 日程第6 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
 諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

- 日程第7 議案第59号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第60号 笠間市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
議案第61号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第62号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第63号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第64号 工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）
議案第66号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第67号 令和5年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第68号 令和5年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第69号 令和5年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
議案第70号 令和5年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）
議案第71号 令和5年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第72号 令和5年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
議案第73号 令和5年度笠間市下水道事業会計補正予算（第1号）

午前10時00分開会

開会の宣告

○議長（大関久義君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は19番大貫千尋君であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第3回笠間市議会定例会を開会いたします。

また、本日、写真撮影の申出があり、撮影の許可をしましたことを申し添えます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。このうち議会事務局堀内次長が欠席となっております。

ただいま、19番大貫千尋君が着席いたしました。

市長挨拶

○議長（大関久義君） ここで市長から発言を求められておりますので、許可をいたしま

す。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 令和5年第3回笠間市議会定例会の開催に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私とも御多忙のところ御参集をいただき、お礼を申し上げたいと思います。

初めに、地方を取り巻く国の動きについてでございます。

国の令和6年度予算の概算要求が今月出そろそろ予定であります。各省庁からの概算要求総額は、現時点では金額を明示しない事項要求に、物価高騰対策や少子化対策が含まれることや高齢化の進展による社会保障費の自然増を考慮すると、一般会計予算で3年連続で110兆円を超える見通しとなっております。令和6年度予算に当たっては、少子化対策・子ども施策の抜本的な強化、官民連携による投資の拡大、構造的賃上げの実現など重要政策課題に対応するため、推進枠を措置するとともに、経済・財政一体改革を着実に推進するとされております。

また、年金・医療等では、高齢化等による自然増が見込まれる中、改革の着実な実行を含め、合理化・効率化に最大限取り組み、実質的な増加を高齢化による増加分相当に収めることを目指すものとしております。

現時点では、国の子ども施策の司令塔となる、こども家庭庁の一般会計総額は、事項要求のため、今後増額されることが想定されますが、発足後初の予算となった令和5年度比で2.0%増の4兆483億円となっております。児童手当の拡充や親の働き方を問わず保育所を利用することができる、こども誰でも通園の創設、保育士等の人材確保をはじめ、自治体の結婚支援や新婚世帯支援に係る地域少子化対策重点交付金の増額、さらには、教育・福祉のデータ連携による支援が必要な子どもの早期発見に関する仕組みづくりなどが挙げられております。

また、国土交通省においても、住居に近いエリアで公園や子育て支援センター、バリアフリートイレといった施設をパッケージで整備する、こどもまんなかまちづくり事業の創設や住宅地で子どもの遊び場となる小規模公園整備を後押しするメニューの新設など子ども施策関連の事項が見られるほか、地方のデジタル化の加速に向けたデジタル田園都市国家構想交付金の昨年同水準での確保や自転車・公共交通の利用促進、電気自動車の普及を見据えたEV充電施設の整備の加速など、デジタル化の促進や脱炭素社会の実現に向けた施策が挙げられております。

市といたしまして、これら国の動向を踏まえながら、各種事業の推進、さらには、物価高騰対策に係る機動的な対応を含め、施策の検討・構築を進めてまいります。

次に、茨城県の動向等についてでございます。

今月24日に原油価格・物価高騰対策や新型コロナウイルス感染症対策、大雨被害等災害復旧事業などを盛り込んだ、第3回県議会定例会に提出される補正予算案が示されたところでもあります。案では、県特産物の新たなチャレンジ支援として、農産物の未利用部分の飼料化など資源循環モデルの形成や高付加価値化をはじめ、新たな農業担い手として企業の農業参入を促進し、農業団地の形成を図るため、市町村と連携した候補エリア選定に係る調査費など、一般会計で約66億円が計上されております。

また、昨年10月上旬に、県ナンバーワンご当地グルメを決定するグルメフェス「シン・いばらきメシ総選挙2024」を県の三の丸庁舎で開催するとの知事発表がございました。市町村からは、茨城県産の食材を利用していることなどを条件に、一般料理部門とスイーツ部門の2部門にエントリー可能とのこととあります。市としては、このフェスタに積極的に参加をしてみたいと考えております。

さて、新型コロナウイルス感染症の5類移行後、初めての夏を迎え、市内では祇園祭等の地域行事が数年ぶりに従来の形で開催されるなど、かつての日常を取戻しつつあります。

一方、今年の夏は記録的な暑さとなっており、7月1日から8月27日までの笠間市の猛暑日は19日を数え、昨年の同時期の猛暑日、同期間の猛暑日12日を超える状況となっております。また、これに比例して、同期間における市内の熱中症による救急搬送件数は65件で、昨年の38件を大きく上回っております。こうした状況に対し、市では、注意喚起や公共施設を一時的な休憩場所とした、涼みスポットを開設したところとあります。また加えて、地域における農産物等への影響把握に努めるとともに、公共施設等の暑さ対策など気候変動に対する緩和等の方策も進めてまいります。

次に、新型コロナワクチンの令和5年度秋接種の実施についてでございます。

本年9月20日から、高齢者や重症化リスクのある方をはじめ生後6か月以上の市民を対象に、現在の流行主流株に対応するオミクロン株XBBワクチンを使用して実施をしております。接種体制としまして、これまでの実績等から接種者数約3万6,000人を見込み、市内協力医療機関での個別接種を中心に、市民体育館での集団接種、さらには個別接種を補完する形で保健センターでの接種を予定するなど、円滑な接種を進めてまいりたいと考えております。

次に、かさま新栗まつりについてでございます。

本年9月29日、30日、10月1日の3日間にわたり、第17回かさま新栗まつりを笠間芸術の森公園において開催をいたします。昨年までの2日間の開催に対し、本年は3日間での開催を予定しております。現時点での出店数は、昨年の47店舗に対し、9月29日、1日目は49店舗、30日の2日目は58店舗、3日目の10月1日は57店舗となっております。また、新たな企画として、本市を含め1都5府県にわたる6地域から全国の栗の産地が集結する、全国モンブラン大会を開催をいたします。栗の産地連携による相乗効果によって、笠間の栗のブランド力を高めてまいりたいと思っております。

次に、茨城DCを契機とした本市への誘客促進等についてでございます。

このキャンペーンは、JRグループ6社と地域が一体となって行う国内最大規模の観光キャンペーンで、茨城県を対象として行われるのは21年ぶり3回目となります。今年の茨城DCでは笠間市の観光施設を巡るテレビCMが制作され、9月下旬から地上波で一定期間放映される予定となっております。市としましては、こうしたプロモーションの効果を地域への誘客に着実につなげるため、本キャンペーンに合わせた首都圏を発着とする独自のツアーコースを造成してまいります。

次に、ChatGPTの運用状況及びDXの推進についてであります。

昨今、あらゆる領域で課題が多様化する中、市民サービスの維持、向上を図るため、デジタル技術の活用は必要不可欠なものとなっております。市では業務の効率性の向上を図る観点から、本年5月にChatGPTのテスト運用を開始し、本格導入に向けて今月24日から第2次テストをスタートさせたところであります。実効性の高いDXを推進するために、デジタルディバイド対策をはじめデジタル人材の育成など、状況に応じたデジタル力の強化が必要となっております。

現在、市民向けリスキリング事業として実施している、DX人材育成オンライン学習サービスでは今年度40人の申込みがあり、引き続き市民のデジタル力のスキルアップに取り組んでまいります。また、行政内部の取組としては、庁内デジタル化の先導役であるITリーダーの公募を実施したところ、40名の職員から応募があり、任命したところでございます。技術を習得する研修を実施するとともに、情報処理技術に関する国家試験であるITパスポートの取得を組織としてサポートし、デジタル人材の育成を進めてまいります。

次に、今定例会の提出議案についてでございます。

今回の提出議案は、法令等に基づく報告事項のほか、令和4年度各会計の決算認定についてが5件、人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについての諮問が2件、さらには、笠間市税条例の一部を改正する条例についてをはじめとする議案が15件であります。

提出議案のうち、令和4年度決算についてであります。一般会計、特別会計及び企業会計合わせた決算額の総額は、歳入が580億5,055万3,094円で、歳出が574億6,741万1,963円であります。前年度決算額との比較では、歳入が約50億円の減、歳出が約43億円の減となっております。今定例会において議会の認定に付すものでありますので、御審議のほどをよろしくをお願いいたします。

次に、補正予算関係の議案についてであります。

令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）をはじめ、特別会計及び企業会計合わせて9会計の補正予算案を上程するものであります。今回の補正予算では、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、いわゆる臨時交付金を活用した市内の生活者や事業者に対する物価高騰対策の支援をはじめ、市政の諸課題に対しスピーディーに対応するとともに、必要な新たな事業について予算措置を講ずることといたしました。

歳出予算の主なものについては、初めに、令和5年度笠間市一般会計補正予算（第2号）成立時点で留保財源としておりました、臨時交付金1億350万6,000円を活用した事業についてでございます。

まず、我が家まるごと防犯対策事業でございます。

茨城県内における侵入盗などの犯罪発生状況は、本年1月から7月において、前年度同期と比較して約1.4倍となっている状況にあります。また、市で把握している件数となりますが、本市においても本年7月上旬に連続6件の侵入盗が発生したところでございます。こうした状況を踏まえ、地域における犯罪を未然に抑制し、市民の安心安全な生活環境を守るために、センサーライトや防犯カメラ等、防犯用品の購入・防犯に係る費用の一部を助成するものであります。

次に、省エネ家電買換え促進事業についてでございます。

現在進めている生活者向けの省エネ家電への買換えに対する補助の申請状況について、開始から2か月が経過した8月16日時点で、306件の新規申請がございました。現予算枠2,500万円に対して約1,200万円、およそ5割に相当する申請があるなど堅調であることから、本事業の予算額を拡大するものであります。また、新たな事業者向けの省エネ設備更新費用の助成制度を創設し、事業者に対する電気料金の負担軽減を図ると同時に、地域における省エネ化を一層促進してまいります。

次に、子育て世帯に対する経済的負担の軽減策の実施についてでございます。

まず、こども入園準備サポート事業でございます。令和6年度に保育施設等の年少クラスに就園する年齢の児童を養育する保護者の経済的負担の軽減を図るため、入園等準備に対する支援として、対象児童1人当たり2万円を助成いたします。

次に、在宅子育てサポート事業としまして、保育所等を利用せず在宅で子育てをしている保護者の経済的負担を軽減するため、子育てにかかる費用への支援として、対象児童1人当たり5万円を助成をいたします。

次に、高等学校等卒業者の新生活応援事業についてでございます。令和5年度に高等学校などを卒業し、進学や就職を予定している生徒の保護者に対して経済的負担の軽減を図るとともに、お子さんの新生活を応援するため、対象のお子さん1人当たり5万円を助成をいたします。

次に、中学校・義務教育学校の部活動運営費が物価高騰の影響により増加する中、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって生徒の心身の健全な成長を促進するため、部活動で使用する消耗品や楽器等の購入費を新たに予算措置するものであります。

次に、市内高等学校における部活動活性化支援事業についてでございます。新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴って、高等学校における部活動が従来の姿を取戻しつつある中、活動の活性化を図るとともに、地域や市との連携を一層強化し、地域にさらなる活気をもたらすため、市内三つの特色のある高等学校の部活動運営にかかる費用に対して、

一定額の助成を実施をいたします。

次に、物価・燃料価格高騰による経営に影響を受けながら、これまで支援の対象とならなかった市内の貨物運送事業者に対し、一般貨物運送自動車1台当たり2万円、貨物軽自動車1台当たり1万円を補助し、市民生活や経済活動を支える市内物流業の経済的負担の軽減を図ります。

これら臨時交付金活用事業のほか、市政の諸課題に対するための新たな事業も推進してまいります。

まず、畜産経営者に対する支援でございます。

新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等を背景とした原油価格の高騰、さらには円安と相まって、畜産経営に影響を及ぼしております。加えて、地球温暖化の影響によって、家畜の生産性や繁殖性の低下を引き起こすとされております。市ではこうした状況を踏まえ、暑熱対策を講じるための機械設備を整える市内に住所を有する畜産経営者に対し、その一部の費用を助成をいたします。

今年度重点プロジェクトの一つである、笠間まるごと子育て都市宣言プロジェクトにおけるハード面の取組を強化し推進するため、子育て世代が多く集う笠間中央公園にインクルーシブ遊具を新たに設置をいたします。障がいの有無にかかわらず、全ての子どもたちが一緒に楽しく安全に利用できる空間を形成してまいります。

次に、若年がん患者支援及び妊娠・出産支援の充実についてでございます。

市ではこれまで、がん患者の療養生活の質の向上や不妊治療に係る市独自の経済的負担軽減策を実施してまいりました。こうした取組を踏まえつつ、今般、妊娠・出産支援を含む新たな若年層支援制度を創設をいたします。

まず、介護保険制度の対象外となる40歳未満の終末期がん患者の方の在宅療養を支援するため、介護サービス費用の一部を助成いたします。

また、将来、子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者の方に対して、妊孕性温存療法と温存後、生殖補助医療に係る費用について、限定額の範囲で全額を助成いたします。さらに、不育症の不安を抱える方が安心して妊娠・出産につなげられるよう、検査・治療に係る費用についても限度額の範囲で全額助成いたします。

また、現在、市立病院において実施されておりますプレコンセプションケアについて、妊娠を希望される方の経済負担を軽減し、受診機会の拡大につながるため、希望する医療機関でも受診費用の一部を助成をいたします。

このほか区長等を通じた地区の要望等のうち、緊急に対応すべき道路維持事業の推進や踏切安全対策の早期実現など、物価高騰等対策に機動的に対応するとともに、市民ニーズに対し、スピーディーに、そして着実に事業を推進してまいります。

また、歳入におきましては、普通交付税や繰越金の決定、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、さらには今月2日に国の交付金に採択された、笠間工芸の丘改修

事業に係る国庫補助金など、歳出補正関連の国庫支出金及び市債等を補正するものでございます。これらの各種事業に係る所要の経費及びその財源を盛り込んだ今回の補正予算額は、10億3,897万6,000円の増額補正となり、今補正後の一般会計の予算規模は352億4,095万円となります。

後ほど詳しく説明申し上げますので、慎重なる審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶といたします。

開議の宣言

○議長（大関久義君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（大関久義君） 日程について御報告申し上げます。

本日の日程につきましては、議事日程第1号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（大関久義君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番林田美代子君、12番田村泰之君を指名いたします。

会期の決定について

○議長（大関久義君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期等につきましては、去る8月22日に議会運営委員会を開催し、御審議をいただいております。

ここで、議会運営委員長から御報告願います。

議会運営委員長西山 猛君。

〔議会運営委員長 西山 猛君登壇〕

○議会運営委員長（西山 猛君） 議会運営委員会から会議の御報告をいたします。

当委員会は、去る8月22日、委員会室において、令和5年第3回笠間市議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

会期につきましては、資料のとおり、タブレット03です。8月29日から9月15日までの

18日間といたします。

初日の8月29日は、会期の決定、請願・陳情の付託を行い、議案の上程、提案理由の説明を受けます。

30日は、議案調査のため休会といたします。

31日は、令和4年度の各会計の決算審査のため、決算特別委員会を設置し、付託をいたします。また、議案質疑を行い、各常任委員会へ付託を行います。

9月1日、4日、5日の3日間で各常任委員会を、また、6日、7日、8日の3日間で決算特別委員会を開催いたします。

一般質問につきましては、11日、12日、13日の3日間で行います。

14日は、議事整理のため休会といたします。

最終日の15日は、各委員会に付託をされた議案等の審査結果を各委員長から報告を受けた後、質疑、討論、採決を行い、終了となります。

報告は以上であります。

○議長（大関久義君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から9月15日までの18日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から9月15日までの18日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま委員長から報告がありましたように、会期日程表のとおりでありますので、御了承願います。

諸般の報告について

○議長（大関久義君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

市長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく笠間市の健全化判断比率について、外6件の法令等に基づく報告事項として提出されました。これについては、資料をもって報告に代えることを御了承願います。

次に、議会閉会中の議員の派遣についてであります。笠間市議会会議規則第167条第1項ただし書の規定により、議長において決定し、議員を派遣いたしました。その内容は、資料のとおりであります。

以上、御報告いたします。

請願・陳情について

○議長（大関久義君） 日程第4、請願、陳情についてを議題といたします。

今期定例会に提出されました請願・陳情につきましては、文書表を付して、その写しを配信いたしております。

この件につきましては、請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

認定第1号 令和4年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和4年度笠間市立病院事業会計決算認定について

認定第3号 令和4年度笠間市水道事業会計決算認定について

認定第4号 令和4年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について

認定第5号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計決算認定について

○議長（大関久義君） 日程第5、認定第1号 令和4年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定第5号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計決算認定についての5件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 認定第1号 令和4年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定第5号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計決算認定についてまでの提案理由を申し上げます。

これらの案件は、令和4年度の笠間市一般会計・特別会計及び企業会計の決算について、それぞれ地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、監査委員の意見書をつけて議会の認定に付するものであります。

内容につきましては各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

〔総務部長 後藤弘樹君登壇〕

○総務部長（後藤弘樹君） 認定第1号 令和4年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてのうち、一般会計歳入歳出決算について御説明を申し上げます。

まず、令和4年度笠間市歳入歳出決算書のほうをお開き願います。

決算書の132ページ、タブレットのページでまいりますと67ページを御覧ください。

実質収支に関するページでございます。この調書の数値につきましては、1,000円単位で記載をしております。

1、歳入総額は356億6,153万6,000円、2、歳出総額は343億147万7,000円、3、歳入歳出差引残額は13億6,005万9,000円でございます。

4、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、(1) 継続費通次繰越額37万8,000円、(2) 繰越明許費繰越額1億9,386万1,000円、(3) 事故繰越し繰越額2,459万2,000円、合わせて2億1,883万1,000円でございます。

5、実質収支額は11億4,122万8,000円でございます。

次に、タブレットの4ページ、歳入歳出決算書の6ページ、7ページまでお戻り願います。

歳入の決算額について、主なものを御説明申し上げます。

第1款市税でございます。7ページの収入済額が98億3,942万471円、不納欠損額が3,029万8,161円、収入未済額は4億259万8,238円でございます。

今後、読み上げますページは、タブレットのページではなく決算書のページで読み上げをさせていただきます。

8ページ、9ページを御覧ください。

第11款地方交付税は収入済額77億2,446万9,000円でございます。

第15款国庫支出金は収入済額69億8,939万7,937円で、障害者自立支援給付費負担金、児童手当負担金や生活保護費負担金など国庫負担金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、電力・ガス・食料品価格高騰緊急支援給付金、保育所等整備交付金や廃棄物処理施設整備交付金などの国庫補助金が主なものでございます。

第16款県支出金は収入済額29億7,654万9,601円で、障害者自立支援給付費負担金や子どものための教育・保育給付費県負担金など子ども・子育て支援交付金、強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金や畜産競争力強化整備事業補助金などの県補助金、県民税徴収交付金や笠間芸術の森公園管理業務委託金などの県委託金が主なものでございます。

10ページ、11ページを御覧ください。

第22款市債は収入済額17億7,438万6,000円で、最終処分場整備事業費、消防庁舎整備事業債や臨時財政対策債などが主なものでございます。

なお、予算現額と収入済額との差でございます3億5,410万円は、来栖本戸線整備事業など道路整備事業の繰越しに伴うものでございます。

続きまして、歳出決算額について主なものを御説明申し上げます。

12ページ、13ページをお開き願います。

第2款総務費は支出済額37億5,103万2,041円で、第1項総務管理費は、企業立地促進に関する事業や元気かさま応援基金への積立金などが主なものでございます。

第3款民生費は支出済額130億5,785万2,033円で、第1項社会福祉費は、介護保険特別会計の繰り出しや障害者自立支援給付事業など、第2項は、事業福祉、民間保育所、民間認定こども園や児童クラブ運営に係る事業、児童手当事業などが主なものでございます。

第4款衛生費は支出済額35億3,369万4,958円で、第1項保健衛生費において、予防接種事業や新型コロナウイルスワクチン接種事業など、第2項清掃費は、市内において排出されるごみの収集や運搬、処理に係る事業、最終処分場建設事業などが主なものでございます。

なお、衛生費の翌年度繰越額3億87万1,000円は、最終処分場建設事業などでございます。

第5款農林水産業費は支出済額18億2,131万9,480円で、第1項農業費は、令和3年度からの繰越し事業であります強い農業・担い手づくり総合支援事業や、同じく繰越し事業でございます畜産競争力強化整備事業のほか、農業集落排水事業特別会計の繰り出しなどが主なものでございます。

第6款商工費、支出済額9億845万7,569円で、第1項の商工費は、地場産業支援事業や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしましたプレミアム付商品券事業など、第2項観光費は、つつじ公園や北山公園の管理事業、また、つつじ公園のトイレの観光施設整備事業などが主なものでございます。

14ページ、15ページを御覧ください。

第7款土木費は支出済額19億1,176万9,831円で、第2項道路橋りょう費は、令和3年度からの繰越し事業であります市道（友）2級5号線整備事業のほか、来栖本戸線整備事業など、第4項都市計画費は、安居工業地域整備促進事業や笠間芸術の森公園管理事業などが主なものでございます。

なお、土木費の翌年度繰越額3億4,430万3,000円は、来栖本戸線整備事業や安居工業地域整備推進事業などでございます。

第8款消防費は支出済額15億577万4,902円で、岩間消防署整備事業が主なものでございます。

第9款教育費は支出済額28億4,966万7,252円で、第2項小学校費は、給食管理事業をはじめ光熱水費などの学校の維持管理に係る施設管理事業、学校施設の防火設備・消防設備や漏水の修繕などを行った整備事業のほか、GIGAスクール運営事業などでございます。第3項中学校費では、給食管理事業をはじめ光熱水費などの学校施設の維持管理に係る管理事業、要保護・準要保護生徒援助事業などが主なものでございます。第5項社会教育費は、公民館や図書館の管理事業、大日堂保存活用事業などが主なものでございます。第6項保健体育費は、給食センターに係る事業、スポーツ施設の指定管理料や施設の修繕、体育施設の管理事業や笠間スポーツコミッション事業などが主なものでございます。

第10款災害復旧費は支出済額1,750万4,740円で、令和3年度からの繰越し事業であります飯田地区の市道（笠）0218号線の災害復旧事業などが主なものでございます。

第12款諸支出金は支出済額9億3,545万6,481円で、市立病院事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計や公共下水道事業会計の支出金でございます。

以上で令和4年度一般会計歳入歳出決算の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

〔保健福祉部長 下条かをる君登壇〕

○保健福祉部長（下条かをる君） 認定第1号のうち、保健福祉部所管の国民健康保険特別会計等について御説明申し上げます。

引き続き、資料24番の令和4年度笠間市歳入歳出決算書を御覧願います。

初めに、国民健康保険特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

決算書の162ページをお開き願います。タブレットは82ページとなります。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は74億7,139万円、歳出総額は74億1,496万7,000円、歳入歳出差引残額は5,642万3,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は5,642万3,000円でございます。

ページを戻りまして、決算書の136、137ページをお開き願います。タブレットでは69ページとなります。

歳入の主なものといたしまして、1款国民健康保険税、調定額18億5,618万551円に対しまして、収入済額は14億6,130万1,627円で、収納率は現年度分が93.9%、過年度分が26.4%となっております。

4款県支出金、収入済額51億6,955万4,763円は、県負担金・補助金で保険給付費等の普通交付金と保険者努力支援分や特定健診等負担金などの特別交付金でございます。

6款繰入金、収入済額4億8,357万4,532円は、事務費繰入金や保険基盤安定繰入金等を一般会計から繰り入れたものでございます。

次に、決算書138、139ページをお開き願います。

歳出の主なものといたしまして、2款保険給付費、支出済額50億2,797万3,694円は、療養諸費、高額療養諸費、出産育児諸費等を支出したものでございます。

3款国民健康保険事業費納付金、支出済額18億8,333万4,836円は、市町村ごとの被保険者状況等により算定されました県への納付金でございます。

5款保健事業費、支出済額8,071万5,587円は、特定健診及び特定保健指導に係る経費と、人間ドック、脳ドック補助、生活習慣病予防対策事業費に支出したものでございます。

以上で令和4年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

続きまして、令和4年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

決算書178ページをお開き願います。タブレットでは90ページとなります。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は10億1,778万3,000円、歳出総額は10億1,528万2,000円、歳入歳出差引残額は250万1,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額

は250万1,000円でございます。

ページを戻りまして、決算書166、167ページをお開き願います。タブレットでは84ページとなります。

歳入の主なものといたしまして、1款後期高齢者医療保険料、調定額7億8,722万6,200円に対しまして、収入済額は7億8,005万300円で、収納率は現年度分が99.5%、過年度分が51.6%となっております。

4款繰入金、収入済額2億1,308万9,728円は、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金、検診事業繰入金を一般会計から収入したものでございます。

6款諸収入、収入済額1,896万1,551円は、保険料の償還金還付加算金や高齢者健診委託金を収入したものでございます。

次に、決算書168、169ページをお開き願います。

歳出の主なものといたしまして、2款後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額9億8,927万4,813円は、保険料及び保険基盤安定事業費負担金等の納付金でございます。

4款保健事業費、支出済額1,499万6,230円は、高齢者健診事業の経費に支出したものでございます。

以上で令和4年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

〔福祉事務所長 堀内信彦君登壇〕

○福祉事務所長（堀内信彦君） 続きます。認定第1号のうち、保健福祉部所管の介護保険事業に係る会計について御説明申し上げます。

初めに、介護保険特別会計歳入歳出決算について、資料は引き続き24番、笠間市歳入歳出決算書でございます。

222ページをお開き願います。タブレットは112ページでございます。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は74億5,353万8,000円、歳出総額は71億1,715万2,000円で、歳入歳出差引残額は3億3,638万6,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額の3億3,638万6,000円でございます。

次に、タブレット92ページ、決算書のページは182、183ページをお開き願います。

歳入の主なものを御説明いたします。

1款保険料、収入済額15億6,628万4,682円は、65歳以上の第1号被保険者からの介護保険料の収入でございます。

3款国庫支出金、収入済額15億9,976万2,947円は、介護給付費に係る国庫負担金及び地域支援事業に係る国庫補助金などの収入でございます。

4款支払基金交付金、収入済額18億937万3,000円は、介護給付費及び地域支援事業に係る法定割合分の交付金について、支払基金から収入したものでございます。

続いて、歳出の主なものについて御説明いたします。

決算書186、187ページをお開き願います。

1 款総務費、支出済額 1 億7,419万3,836円は、人件費や介護認定審査会、認定調査などに係る費用でございます。

2 款保険給付費、支出済額65億6,870万8,781円は、各種介護サービス及び介護予防サービスなどに係る給付費でございます。

4 款地域支援事業費、支出済額 2 億3,783万8,598円は、介護予防・生活支援サービス事業、包括的支援事業・任意事業等に係る事業費を支出したものでございます。

以上で令和4年度介護保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

次に、令和4年度介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。238ページをお開き願います。タブレットは118ページでございます。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は1,906万7,000円、歳出総額は1,864万4,000円で、歳入歳出差引残額は42万3,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は42万3,000円でございます。

続いて、歳入の主なものを御説明申し上げます。

タブレット114ページ、決算書のページは226、227ページをお開き願います。

1 款サービス収入、収入済額1,906万7,480円は、介護予防ケアプラン作成料を収入したものでございます。

次に、歳出でございます。

決算書228、229ページをお開き願います。

1 款総務費、支出済額956万8,648円は、介護サービス事業に係る職員3名分の人件費でございます。

2 款サービス事業費、支出済額907万5,620円は、事業所へ委託した介護予防ケアプランの作成手数料を支出したものでございます。

以上で保健福祉部所管の介護保険事業に係る特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

○議長（大関久義君） 上下水道部長友部邦男君。

〔上下水道部長 友部邦男君登壇〕

○上下水道部長（友部邦男君） 認定第1号のうち、上下水道部所管になります農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

資料につきましては、引き続きタブレット24番となります。

初めに、決算書250ページ、タブレットでは126ページをお開き願います。

概要につきまして、実質収支に関する調書にて御説明申し上げます。

1 の歳入総額は5億1,247万5,000円、2 の歳出総額が4億9,014万6,000円、3 の歳入歳出差引残額は2,232万9,000円でございます。この額から4 の翌年度へ繰り越すべき財源と

して、(2)の繰越明許費繰越額5万円を差引きました後の実質収支額は2,227万9,000円でございます。

ページをお戻りいただきまして、決算書の238、239ページ、タブレットでは120ページとなります。こちらをお開き願います。

歳入歳出決算書につきまして、主なものを御説明申し上げます。

収入の第1款分担金及び負担金の収入済額121万1,000円は、受益者からの分担金収入でございます。

第2款使用料及び手数料の収入済額8,420万5,501円は、主に農業集落排水の使用料でございます。

第3款県支出金の収入済額2,576万2,000円につきましては、茨城県から交付される事業推進交付金でございます。

このほか、第4款繰入金から第8款財産収入につきましては、記載のとおりであり、歳入の収入済額の合計は5億1,247万5,383円でございます。

次に、歳出でございます。

次のページ、決算書の240、241ページをお開き願います。

第1款農業集落排水事業費の支出済額1億8,792万1,909円は、第1項農業集落排水施設管理費で、施設の更新費及び維持管理に伴う修繕費が主なものでございます。

第2款公債費の支出済額3億222万4,212円は、下水道事業債の元金及び利子の支払いでございます。

これらを合わせました歳出の支出済額の合計は4億9,014万6,121円となり、歳入歳出差引残額は2,232万9,262円でございます。

なお、この残額につきましては、農業集落排水事業につきまして令和5年度から地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定によりまして令和5年度下水道事業会計へ引継ぎをしております。

以上で農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

○議長（大関久義君） 市立病院事務局長木村成治君。

〔市立病院事務局長 木村成治君登壇〕

○市立病院事務局長（木村成治君） 認定第2号 令和4年度笠間市立病院事業会計決算認定について御説明申し上げます。

資料が変わりまして、資料番号25、笠間市立病院事業会計決算書をお開き願います。タブレットの4ページ、決算書の6ページ、7ページを御覧ください。

決算報告書の(1)収益的収入及び支出でございます。収入につきましては、第1款病院事業収益の決算額9億3,226万2,981円、支出につきましては、第1款病院事業費用の決算額9億4,572万2,015円でございます。

決算書8ページ、9ページを御覧ください。

(2) 資本的収入及び支出でございます。収入につきましては、第1款資本的収入の決算額5,654万8,920円、支出につきましては、第1款資本的支出の決算額7,629万7,841円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額が1,974万8,921円となり、これを過年度分損益勘定留保資金で補填してございます。

決算書10ページ、11ページを御覧ください。

10ページ損益計算書でございます。金額につきましては、消費税を抜いた額となっております。

1の医業収益は8億5,465万1,724円、2の医業費用は8億8,635万8,904円で、医業損失は3,170万7,180円となっております。3の医業外収益は6,535万6,460円、4の医業外費用は5,545万7,950円でございます。経常損失は2,180万8,670円となっております。5の特別利益518万538円、6の特別損失は3万2,550円であり、当年度純損失は1,666万682円となります。前年度繰越欠損金に当年度純損失を加えまして、当年度未処理欠損金は6億6,623万4,893円となります。

11ページには欠損金計算書及び欠損金処理計算書、12ページ、13ページには貸借対照表、16ページからは決算附属資料を載せてございますので、そちらは後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で認定第2号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 上下水道部長友部邦男君。

〔上下水道部長 友部邦男君登壇〕

○上下水道部長（友部邦男君） 認定第3号及び認定第4号並びに認定第5号につきまして御説明申し上げます。

初めに、認定第3号 令和4年度笠間市水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

資料が変わりまして、タブレットの資料番号26番、笠間市水道事業会計決算書を御覧いただきたいと思っております。

初めに、決算書の4ページ、5ページ、タブレットでは3ページとなります。こちらをお開きください。

決算報告書でございます。1の収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款水道事業収益の決算額は18億7,154万3,342円でございます。

対しまして、下の表になります。支出でございますが、第1款水道事業費用の決算額は15億9,462万46円でございます。

次のページ、決算書の6ページ、7ページをお開き願います。

資本的収入及び支出でございます。収入につきましては、第1款資本的収入の決算額が2億814万5,000円でございます。

対しまして、下の表になります。支出でございますが、第1款資本的支出の決算額は11億4,022万3,692円でございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額9億3,207万8,692円を、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分損益勘定留保資金で補填するとともに、令和4年度同意済みの企業債の未発行分、こちらをもって、翌年度、令和5年度に措置するものとしております。

次のページ、決算書の8ページをお開きいただきたいと思います。

損益計算書でございます。1の営業収益から6の特別損失までの計算により、下から4行目、当年度純利益は1億9,413万4,425円となり、次の行の前年度繰越利益剰余金と合わせました一番下の当年度未処分利益剰余金は21億9,537万2,125円でございます。

決算書の10ページからは、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、決算附属書類となりますので、後ほど御覧をいただきたいと思います。

以上で認定第3号の説明を終わります。

続きまして、認定第4号 令和4年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

資料が変わりまして、タブレット資料番号27番、笠間市工業用水道事業決算書を御覧いただきたいと思います。

初めに、タブレットの3ページ、決算書の4ページ、5ページとなりますが、決算報告書でございます。1の収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款工業用水道事業収益の決算額は2,988万8,267円でございます。

対しまして、下の表になります。支出でございますが、第1款工業用水道事業費用の決算額は2,473万6,221円でございます。

次のページ、決算書の6ページをお開きいただきたいと思います。

損益計算書でございます。1の営業収益から4の特別利益までの計算により、下から4行目、当年度純利益は515万2,046円となり、次の行の前年度繰越利益剰余金を合わせました、一番下の当年度未処分利益剰余金は9,646万4,122円でございます。

決算書の8ページからは、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、決算附属書類になりますので、後ほど御覧をいただきたいと思います。

以上で認定第4号の説明を終わります。

続きまして、認定第5号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

資料が変わりまして、タブレットの資料番号28番、笠間市公共下水道事業会計決算書を御覧いただきたいと思います。

初めに、タブレット4ページ、決算書4ページ、5ページとなりますが、決算報告書でございます。1の収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款下水道事業収益の決

算額は18億1,329万7,541円でございます。

対しまして、下の表になります。支出でございますが、第1款下水道事業費用の決算額は、17億7,610万1,391円でございます。

次のページ、決算書の6ページ、7ページをお開き願います。

2の資本的収入及び支出でございます。

収入でございますが、第1款下水道事業資本的収入の決算額は10億307万7,400円でございます。

対しまして、下の表になります。支出でございますが、第1款下水道事業資本的支出の決算額は15億5,204万1,776円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億4,896万4,376円を、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金にて補填をいたしております。

次のページ、決算書の8ページをお開き願います。

損益計算書でございます。1の営業収益から6の特別損失までの計算により、下から4行目、当年度純利益は1,871万2,922円となり、次の行の前年度繰越利益剰余金と合わせました一番下の当年度未処分利益剰余金は1億7,877万9,542円でございます。

決算書の10ページからは、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、決算附属書類になりますので、後ほど御覧をいただきたいと存じます。

以上で認定第5号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

ここで11時20分まで休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時20分再開

○議長（大関久義君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

○議長（大関久義君） 日程第6、諮問第5号及び諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについてを一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 諮問第5号及び第6号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求め

ることについては関連しておりますので、一括して提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、市町村長が議会の意見を聞いて候補者を推薦し、法務大臣が委嘱するもので、本市におきましては現在13名が人権擁護活動に取り組んでおります。

本諮問は、任期満了に伴い、2氏を再度推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第5号及び諮問第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、諮問第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第59号 笠間市税条例の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第7、議案第59号 笠間市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第59号 笠間市税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の施行並びに関係政省令の改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては総務部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

〔総務部長 後藤弘樹君登壇〕

○総務部長（後藤弘樹君） 議案第59号 笠間市税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、森林環境税の導入に伴う諸規定の整備や新たに定義されました特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税種別割の税率などについて、笠間市税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容を新旧対照表により御説明申し上げます。

5 ページを御覧ください。

第34条の9につきましては、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除不足額の処理におきまして、納税義務者が還付金の納付または納入を市町村長または都道府県知事に対して委託したとみなす規定が設けられたことから、充当ではなく、納付、納入という表現に変わるものでございます。

5 ページから6 ページに係る第36条3の2につきましては、給与所得者の扶養親族等申告書記載事項の簡素化についてでございます。

7 ページを御覧ください。

第38条につきましては、市民税の均等割額に森林環境税額を合わせて賦課徴収する改正、第41条につきましては、市民税の納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税を追加する改正でございます。

続きまして、8 ページ、第44条、11ページ、第47条の2につきましては、特別徴収の方法により徴収する給与所得者と公的年金を受けた者の所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨の規定をする改正でございます。

10ページにお戻りいただきまして、12ページの第47条の6につきましては、給与からの特別徴収と年金からの特別徴収において過誤納金が生じた際の処理につきましては、充当ではなく、納付、納入という表現に変わるものでございます。

13ページを御覧ください。

第82条につきましては、特定小型原動機付自転車は二輪、三輪にかかわらず、第82条第

1号のイの50cc以下の区分に該当することになるものでございます。

14ページを御覧ください。

第15条の2の第4項及び第16条の2の第3項につきましては、燃費や排ガス不正行為に係る税制上の再発防止策といたしまして、納付不足額を徴収する際に加算する割合を10%から35%に引き上げるものでございます。

主な改正内容について申し上げましたが、このほか法改正に伴いまして引用条文や文言の整理など所要の改正を行っております。

4ページまでお戻り願います。

附則についてでございます。

第1条につきましては施行期日について定め、第2条、第3条につきましては経過措置を定めるものでございます。

以上で議案第59号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第60号 笠間市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

議案第61号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第62号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第8、議案第60号 笠間市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてから、議案第62号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第60号 笠間市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてから、議案第62号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでは関連しておりますので、一括して提案理由を申し上げます。

これらの提案は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により、子ども・子育て支援法、学校教育法及び関係府省令が一部改正されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては福祉事務所長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

〔福祉事務所長 堀内信彦君登壇〕

○福祉事務所長（堀内信彦君） 議案第60号 笠間市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてから、議案第62号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでの提案理由を御説明申し上げます。

本議案3件は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行による子ども・子育て支援法及び学校教育法等の改正を受けまして、笠間市の関係条例について一部改正をするものでございます。

初めに、議案第60号 笠間市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、笠間市の子ども・子育て支援に関する施策や関連計画の審議などを目的に組織している子ども・子育て会議の設置について定めた条例について、子ども・子育て支援法の改正に伴い、所要の改正をするものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

3ページをお開き願います。

第1条の設置に関する規定及び第2条の所掌事務に関する条文中において、子ども・子育て支援法の引用部分、第77条を第72条にそれぞれ改めるものでございます。これは、法第72条から第76条までが削除されたことを受けまして、条項のずれを修正するものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第60号の説明を終わります。

続きまして、議案第61号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、こども家庭庁設置法の施行に伴い関係法律が整備され、子ども・子育て支援法及び学校教育法並びに本条例の基準省令である特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準などの改正を受けまして、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

4ページを御覧願います。

初めに、第4条でございますが、子ども・子育て支援法第19条第2項が削除され、同条が1項のみとなったことにより、同条を引用している規定について第1項を削除した表記に改めるものでございます。

なお、この表記の改めにつきましては、4ページから16ページまでの第6条、第7条、第8条、第13条、第35条、第36条、第37条、第39条、第51条、第52条の規定において、それぞれ同様の改正をするものでございます。

次に、8ページを御覧願います。

第15条2号においては、認定こども園法第3条10項が削除され、11項が繰り上げられたことにより、引用箇所を表記を改めるものでございます。また、下段3号の改正は、学校教育法第25条の規定に第2項及び第3項が新設されたことによるもので、本条例において引用すべき規定は同条第1項に限られることから、25条第1項と改めるものでございます。さらに、その下4号においては、保育所における保育指針の制定権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣に移ったことに伴い、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるものでございます。

なお、同様に、13ページの第44条においても、厚生労働大臣から内閣総理大臣へ表記を改める改正を行うものでございます。

3ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第61号の説明を終わります。

続きまして、議案第62号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、こども家庭庁設置法の施行に伴い関係法律が整備され、本条例の基準省令である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことから、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきまして、新旧対照表により御説明申し上げます。

3ページをお開き願います。

保育所における保育指針の制定権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣に移ったことに伴い、第25条中、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第62号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第63号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第9、議案第63号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第63号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について

の提案理由を申し上げます。

本案は、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては消防次長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大関久義君） 消防次長谷口哲也君。

〔消防次長 谷口哲也君登壇〕

○消防次長（谷口哲也君） 議案第63号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の改正は、大型電気自動車や高出力の急速充電設備の普及拡大により、条例の制定基準を定めている対象火気設備の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたことを受け、条例においても急速充電設備の全出力の上限を撤廃するとともに、火災予防上必要な措置の見直しを行うものです。

また、消防長等が指定する多数の者が利用する施設等の喫煙所には、喫煙所である旨の標識を設置することを条例で求めており、また、健康増進法改正により喫煙所に喫煙専用室である旨の標識を設置することとなり、異なる法令で重複する標識の設置が必要となる状況に対応するため、所要の改正を行うとともに、これらの文言の整理を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で御説明いたします。

5ページをお開き願います。

左側、改正案第11条の2第1項中で、急速充電設備の充電対象を自動車等から自動車、原動機付自転車、船舶、航空機、その他これらに類するものと明確にし、併せて、急速充電設備のこれまでの全出力の上限200キロワットを撤廃してございます。

次に、5ページ中段の第11条の2第1号から6ページ、さらに7ページ上段の第17条にかけ、急速充電設備に係る規定の整理を行いました。

次に、7ページ右側、現行の中段、第23条第3項を削除し、第4項第2号を改め、次の8ページの左側、改正案の上段に第4項を追加し、さらに9ページをお開きください、下段の別表第7を削除し、健康増進法に規定する喫煙専用室の標識が設置してある場所には、条例で定める喫煙所と表示した標識は設置しなくてもよいこととし、禁煙、火気厳禁または喫煙所と表示した標識と併せて設ける条例の図記号を廃止し、図記号は国際標準化機構、または日本産業規格に適合するものとししました。

3ページにお戻りください。

最下段、附則といたしまして、ページを返していただき、4ページをお開きください。

この条例は公布の日から施行するとし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は

令和5年10月1日から施行するといたします。

以上で議案第63号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第64号 工事請負契約の締結について

○議長（大関久義君） 日程第10、議案第64号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第64号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては産業経済部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礪山浩行君。

〔産業経済部長 礪山浩行君登壇〕

○産業経済部長（礪山浩行君） 議案第64号 工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

初めに、契約の目的でございますが、平成10年4月にオープンし、25年を経過した笠間工芸の丘の整備事業における建屋等の改修工事でございます。

工事の概要といたしましては、センタープラザ、ふれあい工房、創作研究館の屋根、内外装、トイレや照明などの電気設備、空調吸排気などの機械設備の改修とセンタープラザに隣接した木造平屋建て延べ床面積約250平方メートル、座席数88席のカフェラウンジを新たに建築するものでございます。

次に、契約でございますが、7月31日に行った条件付一般競争入札の結果に基づき、8月10日に仮契約を締結したところでございます。契約金額は4億8,180万円、うち消費税が4,380万円でございます。契約の相手方は、水戸市千波町1905番地、昭和建設株式会社代表取締役小松原 均でございます。

以上で議案第64号の説明を終わりにいたします。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

- 議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第66号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第67号 令和5年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第68号 令和5年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第69号 令和5年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第70号 令和5年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第71号 令和5年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第72号 令和5年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第73号 令和5年度笠間市下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（大関久義君） 日程第11、議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）から、議案第73号 令和5年度笠間市下水道事業会計補正予算（第1号）の9件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）から、議案第73号 令和5年度笠間市下水道事業会計補正予算（第1号）までの提案理由を申し上げます。

これらの議案は、一般会計のほか、特別会計4会計、企業会計4会計について補正予算を編成し、上程するものであります。

内容につきましては各担当部長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

〔総務部長 後藤弘樹君登壇〕

○総務部長（後藤弘樹君） 議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億3,897万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ352億4,095万円とするものでございます。

7ページを御覧ください。

第2表繰越明許費でございます。多目的広場整備事業につきまして、笠間中央公園の環境を整えるための工事において、インクルーシブ遊具の製作に一定期間を要するため、繰越明許費を設定するものでございます。

8ページを御覧ください。

第3表債務負担行為補正でございます。公共施設等ごみ収集運搬業務委託から、次の9ページになります、笠間学校給食センター給食配送業務委託まで13件につきまして、本年中に契約事務を進める必要があることから、それぞれ債務負担行為を設定するものでござ

います。

10ページを御覧ください。

第4表地方債補正でございます。1、追加は、菊栽培所整備事業債をはじめ3件につきまして、事業費の計上などに伴い、新たに設定するものでございます。

11ページを御覧ください。

2、変更は、工芸の丘整備事業債をはじめ4件につきまして、事業費の補正などに伴い、限度額を変更するものでございます。

12ページを御覧ください。

3、廃止は、電気自動車購入に当たり、地方債から補助金に財源を切り替えるため、電動車整備事業債360万円を廃止するものでございます。

次に、歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて説明をいたします。

15ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

第11款地方交付税3億610万円の増は、地方交付税の本年度の額の確定によるものでございます。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金8,598万3,000円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額するものでございます。

16ページを御覧ください。

7目商工費国庫補助金7,608万9,000円の増は、笠間工芸の丘整備事業の財源といたしまして、デジタル田園都市国家構想交付金を計上するものでございます。

19ページを御覧ください。

19款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億8,427万5,000円の減及び2目減債基金繰入金6億2,226万6,000円の減は、地方交付税や繰越金などの確定に伴い、減額をするものでございます。

14目企業立地促進基金繰入金1億円の増は、企業立地促進事業補助金に充てるため、基金から繰入れを行うものでございます。

次に、歳出でございます。

今回の補正では歳出項目全般にわたり、4月の人事異動に伴う職員の人件費に係る補正をしております。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した9事業1億7,532万3,000円を計上しております。

27ページを御覧ください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、29ページを御覧ください、2目障害者福祉費1,631万2,000円の増は、22節償還金利子及び割引料に、障害者自立支援給付費等国庫返納金1,156万1,000円を主なものとして計上するものでございます。

30ページを御覧ください。

第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費1億1,917万4,000円の増は、次の31ページ、18節負担金補助及び交付金に、入園等からの準備に係る経済的負担の軽減を図るため、今年中に満3歳になる児童を養育する保護者に、1人当たり2万円を給付する子ども入園準備サポート事業補助金840万円や在宅で未就学児を養育する保護者に、児童1人当たり5万円を給付する在宅子育てサポート事業補助金4,500万円を主なものとして計上するものでございます。

34ページを御覧ください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、1目保健衛生総務費185万3,000円の増は、次の35ページを御覧ください、18節負担金補助及び交付金に、40歳未満の終末期のがん患者の方が在宅サービスを利用しながら安心して生活できるよう経済的不安の軽減を図るため、若年患者在宅療養支援補助金94万1,000円を主なものとして計上するものでございます。

2目予防費5,481万8,000円の増は、22節償還金利子及び割引料に、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金返納金5,227万7,000円を主なものとして計上するものでございます。

5目環境衛生費4,774万円の増は、次の36ページとなります、18節負担金補助及び交付金に、省エネ家電買換え促進補助金に1,001万5,000円を増額し、新たに事業所省エネ設備更新事業補助金3,500万円を増額計上するものでございます。

40ページを御覧ください。

第6款商工費、第1項商工費、2目商工振興費2,637万8,000円の増は、18節負担金補助及び交付金に、燃料価格高騰により経営に影響を受けている市内の貨物運送事業者を対象に支援金を支給する貨物運送事業者支援金2,400万円を主なものとして計上するものでございます。

第2項観光費、次の41ページでございます、3目観光施設費1,856万7,000円の増は、菊栽培所の排水設備、敷地拡張などを行う14節工事請負費に施設整備工事費1,695万1,000円を主なものとして計上するものでございます。

42ページを御覧ください。

第7款土木費、第2項道路橋りょう費、2目道路維持費1億9,739万8,000円の増は、14節工事請負費に、道水路維持補修整備工事費1億3,544万円の増額が主なものでございます。

43ページを御覧ください。

第4項都市計画費になります。次の44ページ、3目公園費4,459万7,000円の増は、中央公園におきまして全ての子どもたちが安心して遊べる環境を整えるため、14節工事請負費にインクルーシブ遊具等を設置するための多目的広場工事費として3,931万円を主なものとして計上するものでございます。

45ページを御覧ください。

第9款教育費、第1項教育総務費、2目事務局費3,538万5,000円の増は、次の46ページとなります、18節負担金補助及び交付金に、物価高騰による家計の負担軽減のため、令和5年度に高等学校等を卒業し進学や就職を予定している生徒の新生活を応援するため、生徒1人当たり5万円を保護者に対し助成する新生活応援事業補助金3,000万円を主なものとして計上するものでございます。

以上で令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

〔保健福祉部長 下条かをる君登壇〕

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第66号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

1ページを御覧願います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ966万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ75億3,596万円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

初めに、歳入ですが、6ページを御覧願います。

4款県支出金、1項県負担金補助金、1目保険給付費等交付金500万円の増額は、地方税法の一部改正により、産前産後期における国民健康保険税の減免制度の創設が令和6年1月より予定されていることから、システム改修費に対する交付金でございます。

6款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金5,268万6,000円の減額は、前年度の繰越金確定に伴い、財政調整基金を減額するものでございます。

7款1項1目繰越金5,642万1,000円は、前年度からの繰越金でございます。

次に、歳出でございます。

7ページを御覧願います。

1款総務費、2項徴税费、1目賦課徴収費500万円の増額は、歳入でも御説明いたしましたが、地方税法の一部改正により、産前産後期における国民健康保険税の減免制度の創設に伴うシステム改修費となります。

次に、8ページを御覧願います。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金263万円の増額は、前年度の実績に伴う国への返納金でございます。

以上で議案第66号の説明を終わります。

続きまして、議案第67号 令和5年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

1ページを御覧願います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ249万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億7,949万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

初めに、歳入ですが、6ページを御覧願います。

5款1項1目繰越金249万9,000円の増額は、前年度の繰越金でございます。

次に、歳出でございます。

7ページを御覧願います。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金103万5,000円の増額は、前年度の精算に伴う広域連合への保険料精算納付金でございます。

以上で議案第67号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

〔福祉事務所長 堀内信彦君登壇〕

○福祉事務所長（堀内信彦君） 議案第68号 令和5年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億1,262万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億6,462万円とするものでございます。

内容につきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

初めに、歳入の主なものでございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、3目地域支援事業交付金31万6,000円、5款県支出金、2項県補助金、2目地域支援事業交付金15万8,000円、7款繰入金、1項一般会計繰入金、3目地域支援事業繰入金15万8,000円、それぞれの増額と4目その他一般会計繰入金100万円の減額は、人事異動による人件費の補正に伴うものでございます。

次に、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金559万2,000円の増額は、令和4年度の精算によるものでございます。

続きまして、7款繰入金、1項一般会計繰入金、7ページに移っていただきまして、5目低所得者保険料軽減繰入金231万6,000円の増額及び2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金3,130万4,000円の減額、さらに、8款繰越金3億3,638万4,000円の増額は、令和4年度の精算に伴うものでございます。

次に、歳出の主なものでございます。

8ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費100万円の減額及び4款地域支援事業費、3項包括的支援事業任意事業費の82万円の増額は、人事異動に伴う人件費の補正でございます。

続いて、9ページをお開き願います。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金4,879万円の増額は、令和4年度の精算によるものでございます。

次に、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金1億6,749万7,000円の増

額は、令和4年度の精算に伴い、介護給付費等の国庫負担金、県負担金等の返還金でございます。

次に、4項繰出金、1目一般会計繰出金9,651万3,000円の増額は、令和4年度の介護給付費、地域支援事業費等の精算に伴うものでございます。

以上で議案第68号の説明を終わります。

続きまして、議案第69号 令和5年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額は変わらず、歳入財源の組替えをするものでございます。

内容につきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金42万3,000円を減額し、4款繰越金、1項繰越金において、同額の42万3,000円を増額するものでございます。これは、前年度精算に伴う繰越しを受けまして、人件費分を調整したものでございます。

以上で議案第69号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 市立病院事務局長木村成治君。

〔市立病院事務局長 木村成治君登壇〕

○市立病院事務局長（木村成治君） 議案第70号 令和5年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）を御説明いたします。

1ページを御覧ください。

第2条収益的収入及び支出でございます。

収入ですが、第1款病院事業収益に301万円を追加し、総額を9億2,057万4,000円に、支出の第1款病院事業費用に586万2,000円を追加し、総額を10億570万円とするものです。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

第4条債務負担行為でございますが、次の2ページを御覧ください、令和6年度からの維持業務委託及び医療廃棄物運搬処理業務委託につきまして、4月から実施するに当たり本年度中に契約行為を進める必要があることから、5年間の債務負担行為を設定するものでございます。

収入及び支出につきまして、補正予算に関する明細書で御説明いたします。

14ページを御覧ください。

収益的収入でございます。第1款病院事業収益、第1項医業収益、3目その他の医業収益301万円の増は、新型コロナワクチン接種に係る公衆衛生活動収益の増額によるものです。

15ページを御覧ください。

収益的支出でございます。第1款病院事業費用、第1項医業費用、1目給与費586万

2,000円の増でございますが、人事異動及び新型コロナワクチン接種に係る人件費を補正するものでございます。

以上で議案第70号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 12時が過ぎておりますが、続けて会議を行います。御了承いただきます。

上下水道部長友部邦男君。

○議長（大関久義君） 上下水道部長友部邦男君。

〔上下水道部長 友部邦男君登壇〕

○上下水道部長（友部邦男君） 議案第71号 令和5年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第2条は業務の予定量を補正するもので、（4）主要な建設改良事業でございますが、中継所建設事業を7億1,990万円減額し、その計を2億3,452万円に、また、老朽管更新事業を3,300万円増額し、その計を1億5,153万6,000円とするものでございます。

第3条は収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入の第1款水道事業収益につきまして、第2項営業外収益を42万円増額し、水道事業収益の計を18億3,340万5,000円とするものでございます。支出の第1款水道事業費用につきまして、第1項営業費用を144万7,000円増額し、水道事業費用の計を17億5,279万7,000円とするものでございます。

第4条は資本的収入及び支出につきまして、予算第4条、本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億1,678万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2億2,066万5,000円、過年度分損益勘定留保資金1億9,611万5,000円で補填するものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

2 ページをお開きいただきたいと思っております。

内容でございますが、収入の第1款資本的収入、第1項企業債を7億8,300万円減額し、資本的収入の計を15億1,352万2,000円とするものでございます。支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費を6億8,655万6,000円減額し、資本的支出の計を19億3,030万2,000円とするものでございます。

第5条企業債でございますが、予算第5条に定めた起債の限度額を補正するもので、老朽管更新事業につきましては3,200万円増額、その計を1億4,500万円に、中継所建設事業を8億1,500万円減額し、その計を2億3,400万円とするものでございます。

第6条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を改めるもの、また、第7条は他会計からの補助金の補正でございます。

3 ページをお開きください。

第8条継続費でございますが、継続費を予算第11条とし、継続費の総額及び年割額を定めるものでございます。これは、旭町地内に建設予定の中継所建設事業につきまして、当

初は令和5年度内での事業を完了する予定でしたが、物価の上昇及び資材の調達に時間を要するなどの理由によりまして令和5年度内での完了が困難になったことから、令和5年度から令和6年度の継続事業といたしたく、記載のとおり年割額を定めるものでございます。

それでは、今回の補正の主な内容につきまして、補正予算明細書により御説明申し上げます。

13ページをお開きください。

収益的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございますが、第1款水道事業収益、第2項営業外収益、第2目他会計補助金42万円の増額は、一般会計からの補助金で、本年4月の人事異動に伴う児童手当補助金の増額でございます。

14ページをお開きください。

支出でございますが、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第5目総がかり費144万7,000円の増額につきましても、本年4月の人事異動に伴う職員人件費等の増額でございます。

15ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございますが、第1款資本的収入、第1項第1目企業債7億8,300万円の減額は、旭町中継所建設事業につきまして、先ほど御説明したとおり、当初計画の令和5年度単年度事業から、令和5年度、令和6年度の継続事業に変更いたしたく、令和6年度に持ち越す分の企業債の額の減額が主なものでございます。

16ページをお開きください。

支出でございますが、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第2目施設改良費6億8,690万円の減額は、第27節工事請負費で老朽管布設替え工事は3,300万円の増額及び、先ほども御説明いたしました、旭町中継所建設事業費につきまして令和6年度へ持ち越す分7億1,990万円の減額が主なものでございます。

以上で議案第71号の説明を終わります。

続きまして、議案第72号 令和5年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第2条は収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、初めに、収入でございますが、第1款工業用水道事業収益、第2項営業外収益を12万円減額し、工業用水道事業収益の計を2,978万5,000円に補正するものでございます。

次に、支出でございますが、第1款工業用水道事業費用、第1項営業費用を6万9,000円減額し、工業用水道事業費用の計を2,840万3,000円に補正するものでございます。

第3条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を改めるもの、また、次のページ、2ページとなりますが、第4条は他会計からの補助金の補正でございます。

今回の補正の内容につきまして、補正予算明細書により御説明申し上げます。

9ページをお開きください。

収益的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございますが、第1款工業用水道事業収益、第2項営業外収益、第2目他会計補助金12万円の減額は、本年4月の人事異動に伴う児童手当補助金の減額でございます。

次に、支出でございますが、第1款工業用水道事業費用、第1項営業費用、第2目総がかり費6万9,000円の減額につきましても、本年4月の人事異動に伴う職員人件費等の減額でございます。

以上で議案第72号の説明を終わります。

続きまして、議案第73号 令和5年度笠間市下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第2条は業務の予定量を補正するもので、（4）主要な建設改良事業でございますが、污水管路建設事業を469万7,000円増額し、その計を2億5,647万6,000円に、また、処理場建設事業を2,666万5,000円減額し、その計を8億3,253万2,000円に補正するものでございます。

第3条は収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、初めに、収入の第1款下水道事業収益につきまして、第1項営業収益を115万5,000円増額、第2項営業外収益を165万8,000円増額し、下水道事業収益の計を23億9,126万2,000円に補正するものでございます。

次に、支出の第1款下水道事業費用につきましては、第1項営業費用を281万3,000円増額し、下水道事業費用の計を23億9,126万2,000円に補正するものでございます。

第4条は資本的収入及び支出につきまして、予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対して、不足する額8億2,480万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億3,620万2,000円及び当年度分損益勘定留保資金6億8,860万2,000円で補填するものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

2ページをお開きください。

内容でございますが、収入の第1款資本的収入、第1項企業債を2,880万円減額及び第2項一般会計出資金を165万8,000円減額し、資本的収入の計を16億8,138万6,000円に補正するものでございます。支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費を2,196万8,000円減額し、資本的支出の計を25億619万円に補正するものでございます。

第5条特例的収入及び支出でございますが、農業集落排水事業が令和5年度から地方公営企業法適用になったことに伴い、令和4年度分の未収金及び未払金を整理する金額の確

定により、記載のとおり金額を改めるものでございます。

第6条企業債でございますが、予算第6条に定めた起債の限度額を補正するもので、公共下水道事業につきましては3,090万円の減額、そして、その計を4億6,400万円に、農業集落排水事業につきましては210万円増額し、その計を8,100万円に補正するものでございます。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を改めるものでございます。

次のページ、3ページをお開きください。

第8条は、他会計からの補助金の額を、記載のとおり補正するものでございます。

それでは、今回の補正の主な内容につきまして、補正予算明細書により御説明申し上げます。

14ページをお開きください。

収益的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございますが、第1款下水道事業収益につきまして、第1項営業収益、第4目その他営業収益115万5,000円の増額は、農業集落排水処理施設の機器が落雷により故障した際の修繕費につきまして、建物損害保険金からの補填分を計上したものでございます。

第2項営業外収益、第4目一般会計補助金165万8,000円の増額は、一般会計からの補助金の算定見直しにより補正するものでございます。

15ページをお開きください。

支出についてでございますが、第1款下水道事業費用の主なものといたしまして、第1項営業費用、第1目污水管路費436万7,000円の増額は、友部駅前地区などの既設マンホールの蓋の老朽化に伴います交換工事を行うものでございます。

第4目ポンプ場費468万6,000円の増額は、友部地区大沢ポンプ場の污水ポンプの修繕を行うものでございます。

17ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございますが、第1款下水道事業資本的収入につきまして、第1項企業債、第1目下水道事業債2,880万円の減額は、下水処理汚泥の焼却処理を行います那珂久慈汚泥処理事業建設費用負担金の額が減額されたことにより、企業債の額を減額したことによる補正が主なものでございます。

18ページをお開きください。

支出についてでございますが、第1款下水道事業資本的支出につきまして、第1項建設改良費、第1目污水管路建設費469万7,000円の増額は、マンホールポンプ更新工事等の工事請負費の増額による補正、また、第3目処理場建設費2,666万5,000円の減額は、先ほど

御説明しました、下水処理汚泥の焼却処理を行います那珂久慈汚泥処理事業建設費用負担金の額が減額されたことによる補正が主なものでございます。

以上で議案第73号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

散会の宣告

○議長（大関久義君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、8月31日午前10時に開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後零時20分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 林 田 美 代 子

署 名 議 員 田 村 泰 之